

電子提供措置の開始日 2025年8月25日

**第50期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

**業務の適正を確保するための体制
および当該体制の運用状況**

個 別 注 記 表

(2024年6月21日から2025年6月20日まで)

株式会社ジョイフル本田

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」について取締役会の決議により基本方針を定めております。概要は次のとおりです。

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「コンプライアンス規程」等の社内規程を制定し、取締役および使用人はこれを遵守する。
- ② 各組織から独立した内部監査室を設置し、監査役および会計監査人と連携のうえ、内部監査を通じて職務の執行における適法性・妥当性を検証するとともに、内部監査活動によって把握された業務執行に関する問題点等について取締役会や監査役会への適切な報告体制を確保する。また、リスクを統括的に管理するリスクマネジメント部を設置し、リスク要因の指摘、指導ならびに改善を図る。
- ③ 事業活動における法令・社内規程等の遵守を確保し、また改善するためリスク・コンプライアンス委員会を設置する。

(2) 当社の取締役および使用人の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役および使用人の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存および管理を行う。
- ② 保存期間内は、取締役または監査役からの閲覧要請等があった場合、速やかに閲覧可能な状態を維持する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」等の社内規程を制定し、取締役および使用人はこれを遵守する。
- ② 実際にリスクが具現化し重大な損害の発生が予測される場合、新たなリスクが生じた場合には、取締役会において速やかに対処方法を明確にし、必要に応じて全社に指示・伝達する。
- ③ リスクマトリクスを作成し当社を取り巻くリスクを洗い出し、事業活動において重大な影響を及ぼすリスクを管理するとともに、具体的対応策を検討し、取締役会および監査役会に対して助言を行うため、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。

(4) 当社の取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会を原則毎月1回以上開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとし、経営方針および業務執行上の重要事項を決議するとともに、取締役の職務の執行状況の監督を行う。また、経営会議を原則毎週1回開催するものとし、決裁権限基準表に定められた事項および取締役会に上程する議案を審議し、決定するとともに、経営上の重要事項を議論し、立案する。
- ② 「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」により業務分掌、職務権限を明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保するとともに、監査役ならびに内部監査室が連携のうえ有効性の検証を行う。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、「関係会社管理規程」等の社内規程を制定し、当社グループ各社における、業務の適正および効率性を確保するための制度を整備する。
- ② 当社内部監査室は、当社グループ各社に対する監査を実施し、検証および助言等を行う。
- ③ 当社のリスク・コンプライアンス委員会に子会社も出席させ、当社グループとして、法令・社内規程等の遵守を確保し、迅速なリスク対応を図る。

(6) 当社子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項についての事前協議を行う。

(7) 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 子会社において定める「リスク管理規程」に基づき、子会社において、不正の行為または法令、定款もしくは社内規程に違反する重大な事実、その他リスク管理上懸念のある事実が発見された場合、子会社は、当社リスク・コンプライアンス委員会に報告しなければならない。
- ② 当社リスク・コンプライアンス委員会が、子会社から報告を受けた場合、直ちに事実関係を調査し、取締役会にこれを報告する。
- ③ 子会社代表取締役は、事業活動における各種のリスクを管理し、実際リスクが具現化した際の迅速な対応を行うため、当社リスク・コンプライアンス委員会に出席する。

(8) 当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 企業グループ経営における責任と権限を明確にするため、グループ代表（当社の代表取締役）、経営執行責任者（子会社社長）、主管部門長（当社経営企画本部長）の組織を設置する。
- ② 当社子会社のガバナンス強化を図り、迅速で精度の高い意思決定プロセスを遂行すべく、グループ稟議制度を導入しグループ代表が決裁するとともに、子会社の重要事項については、当該子会社経営執行責任者が出席する当社の決裁会議体で決議する。
- ③ 当社子会社は②の決定を踏まえ、「業務分掌規程」「職務権限規程」に従った業務執行を行うことで、業務の効率化を図るとともに、当社子会社管理担当部署（以下、「経営企画部」という。）は、当社内部監査室、リスクマネジメント部と連携し、業務執行の効率性の検証を行う。

(9) 当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社子会社は、「コンプライアンス規程」等の社内規程を制定し、取締役および使用人はこれを遵守する。
- ② 当社子会社は、内部監査部門を設置し、子会社の監査役と連携のうえ、内部監査を通じて職務の執行における適法性・妥当性を検証するとともに、リスク要因の指摘、指導ならびに改善を図る。
- ③ 子会社代表取締役は、事業活動における法令・社内規程等の遵守を確保し、また改善するため当社リスク・コンプライアンス委員会に出席する。

(10) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、監査役が求めた場合、監査役の職務を補助すべき使用人を1名以上置くことができる。

(11) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人を設置する場合、当該使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命・解雇・異動等の人事権に関する事項については、事前に監査役会の同意を得ることとする。

(12) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 取締役および使用人は、監査役の職務を補助すべき使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

(13) 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役および使用人は、当社に著しい損害の恐れのある事実、またはこれらの会社において法令・定款等に違反する行為を知った場合は、直ちに監査役に報告する。
- ② 前項に定める事項のほか、監査役は、取締役との間で、監査役または監査役会に対して定期的に報告を行う事項および報告を行う者を協議して決定するものとする。
- ③ 監査役は、その職務の遂行のために必要と判断したときは、取締役および使用人に報告を求めることができる。

(14) 当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- ① 子会社の取締役および使用人は、法令および規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、経営企画部を経由し、当社監査役に報告する。
- ② 当社は、内部通報制度の適用対象に子会社を含め、子会社における法令、定款または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題にかかる通報について、リスクマネジメント部を経由し、監査役への適切な報告体制を確保する。

(15) 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 内部通報制度の窓口に通報があった場合、リスクマネジメント部は、当社の監査役に対して、速やかに通報者の特定される事項を除き、事案の内容を報告する。
- ② 通報者の異動、人事評価および懲戒等において、通報の事実を考慮することを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役および使用人に周知徹底する。

(16) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(17) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役および使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。
- ② 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- ③ 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- ④ 監査役は、原則毎月1回監査役会を開催するほか必要に応じて臨時に開催し、また、グループ各社の監査役と監査役連絡会を開催し、監査実施状況等について情報交換および協議を行う。また、内部監査室、リスクマネジメント部との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図るとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

(18) 反社会的勢力の排除に向けた体制

反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確にし、すべての取締役、監査役、執行役員および使用人に反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもたないこと、および反社会的勢力を利用しないことを徹底する。

基本方針の運用状況の概要

当社における内部統制の運用状況は、次のとおりであります。

当社は、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、同委員会を通じて、コンプライアンス、リスク管理を含む内部統制に関する事項を一元的に管理運営してまいりました。各事業所には、コンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンス意識の醸成と知識の向上に努めております。

また、内部通報受付窓口の設置のほか内部監査室による監査を通じて業務の妥当性の検証、リスク要因の指摘・指導ならびに改善を行い、コンプライアンス体制の強化を図っております。なお、2024年6月21日付の組織変更において、引き続き全社リスクを統括、一元的に管理することを目的に、リスクマネジメント部を設置しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。

子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法により評価しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法により評価しております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) 棚卸資産

商品 主として売価還元法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。ただし、倉庫在庫は総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。

未完成工事支出金 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。

原材料および貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物および構築物 10～34年

その他 3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (4) 長期前払費用
均等償却によっております。
なお、主な耐用年数は5～10年であります。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金および退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度における発生額を、発生の翌事業年度において一括で費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。
- (5) 従業員株式給付引当金
株式給付規程に基づく従業員への当社株式または金銭の給付に充てるため、給付見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- (6) 役員株式給付引当金
役員株式給付規程に基づく役員への当社株式または金銭の給付に充てるため、給付見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

(1) 商品の販売に係る収益認識

当社は、「住まい」に関する分野、「生活」に関する分野の商品販売を主たる事業としており、商品を顧客に引き渡した時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。なお、顧客への財またはサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入れ先等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。また、商品の販売時に付与した他社ポイントについては、その後利用されたポイント相当の財またはサービスの提供を行っておりますが、顧客から受け取る額から取引先へ支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(2) リフォーム工事に係る収益認識

当社は、「住まい」に関する分野として、リフォーム工事を行っており、当該履行義務は、顧客との工事契約に基づく請負工事であり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断されることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積総原価に対する各報告期間の期末日までに発生した発生原価の割合（インプット法）で算出しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(3) 商品券に係る収益認識

当社は、当社が発行した商品券を履行義務として識別し、商品券が使用された時点で収益を認識しております。商品券の未使用部分については、使用見込分の回収率に応じて比例的に収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則および手続
(自己株式の取得に関する事項)

当社は、2023年8月2日開催の取締役会において自己株式を取得することを決議し、2023年8月21日に取得が完了しております。なお、自己株式の取得には一括取得型自己株式取得（Accelerated Share Repurchase）（以下「本手法」という。）を用いております。本手法は、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に該当するものとして、以下のとおり会計処理を行っております。

(1) 本手法の概要

当社は、2023年8月21日にToSTNeT-3により1株あたり1,655円で、3,021,100株、4,999百万円に相当する自己株式を取得いたしました。(以下「本買付」という。)

本買付にあたっては、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社が借株をした上で売付注文をしております。なお、ToSTNeT-3では一般の株主の皆様からの売付注文は、金融商品取引業者であるモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社の自己の計算に基づく売付注文に優先されますので、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社による売付注文の約定額は一般の株主の皆様からの売付注文分だけ減少しており、結果的に2,981,100株をモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社から買付けております。また、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社およびその関係会社は本買付における売付注文の約定の後、借株の返済を目的として自らの判断と計算において当社株式を株式市場の内外で取得しております。

モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社が売却した当社普通株式の売却金額（以下「基準金額」という。）については、当社の実質的な取得単価が本買付以降の一定期間（2023年8月22日から新株予約権の行使請求日または行使を行わない旨の通知が行われた日の前取引日まで）の各取引日の当社株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の算術平均値に100%を乗じた価格（以下「平均株価」という。）と同じになるように、別途、本手法において当社が発行する新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の割当先であるモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社（以下「割当先」という。）との間で当社株式を用いた調整取引を行います。具体的には、①平均株価が1,655円よりも高い場合は、本新株予約権の行使により、「本買付において割当先が売却した当社普通株式の数」（以下「基準株式数」という。）から「基準金額を平均株価で除して得られる株式数」を控除して算出される数の当社株式を割当先に交付し、逆に、②平均株価が1,655円よりも低い場合は、「基準金額を平均株価で除して得られる株式数」から基準株式数を控除して算出される数の当社株式を割当先から無償で取得することを合意しております。

なお、2024年7月30日付で本新株予約権が行使されたことに伴い、割当先との間で当社株式を用いた調整取引を行いました。具体的には、算出された平均株価が1,979.2182円となり1,655円よりも高い場合に該当するため、基準株式数2,981,100株から基準金額を平均株価で除して得られる株式数2,492,762株を控除して算出された当社株式488,300株（単元未満株式38株は切り捨て）を割当先に交付いたしました。この結果、調整取引を含めた全体での最終的な取得株式数は2,532,800株となりました。

(2) 会計処理の概要

ToSTNeT-3を利用して取得した当社株式については、取得価額により貸借対照表の純資産の部に「自己株式」として計上しております。また、新株予約権の行使により交付した自己株式については、①交付した自己株式の帳簿価額を貸借対照表の純資産の部の「自己株式」から減額、②新株予約権の行使により払い込みを受けた金銭の額から、①の交付した自己株式の帳簿価額を控除した額を「その他資本剰余金」として貸借対照表の純資産の部に計上しております。なお、本手法により取得および交付した当社株式については、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

当該会計処理方針に基づき、当事業年度において、本新株予約権が行使され自己株式488,300株を割当先に交付したことに伴い自己株式801百万円が減少し、払い込まれた金額1円を差引いた金額が自己株式処分差損（その他資本剰余金）として計上されております。なお、当事業年度末において、資本剰余金の残高が負の値であったため、当該負の値を繰越利益剰余金から減額しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

店舗固定資産及び賃貸不動産 94,477百万円

(うち有形固定資産 92,797百万円、無形固定資産 1,301百万円)

減損損失 ー百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、損益の集計単位である店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として資産をグルーピングしており、賃貸不動産、遊休資産および除却・売却予定資産については個々の物件単位でグルーピングをしております。また、本社、物流倉庫、製作・加工等の機能がある拠点は共用資産としております。ここで、店舗とは、単独の商品販売拠点もしくは、商品販売拠点とテナントが一体となって集積している拠点をいい、賃貸不動産は、テナントのみの拠点としております。

当社が保有する固定資産のうち、「固定資産の減損に係る会計基準」において対象とされるものについては、損益報告などの企業内部情報と、経済環境や資産の市場価格など企業外部情報に基づき、資産または資産グループ別に減損の兆候の有無を検討しております。

減損の兆候がある資産または資産グループの減損損失の認識の判定においては、その資産または資産グループにおける回収可能価額を正味売却価額または使用価値により算定しております。そのうち使用価値は、将来キャッシュ・フローを基に算定しており、資産または資産グループの継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローは、資産または資産グループごとの将来の見込損益によって算定しております。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、資産または資産グループの将来の見込損益の基礎となる売上高変動率、売上総利益率、売上高販管費率であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、見積りの不確実性を伴い、市場環境が変化した場合など将来の経済状況の変動等により、翌事業年度の計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積り金額の変更)

当事業年度において、店舗等の土地・建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上している資産除去債務について、直近の原状回復費用等の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行っております。

その結果、見積りの変更による増加額333百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。なお、当該見積りの変更による当事業年度の損益に与える影響はありません。

追加情報

(株式給付信託 (B B T))

当社は、取締役および執行役員（社外取締役および非業務執行取締役を含みます。以下、「取締役等」といいます。）の業務執行（職務執行）をより厳正に評価し、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にすることによって、取締役等が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役等に対する株式報酬制度「株式給付信託 (B B T (= Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

①取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として設定した信託（以下、「本信託」といいます。）により当社株式が取得され、取締役等に対して、予め定めた役員株式給付規程に基づき、当社株式および当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を本信託を通じて給付する株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額および株式数は、173百万円および117,600株であります。

(株式給付信託 (J - E S O P))

当社は、当社の株価や業績と当社の一部役職員（以下、「幹部社員等」といいます。）の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価および業績向上への幹部社員等の意欲や士気を高めるため、幹部社員等に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J - E S O P)」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

①取引の概要

本制度は、予め定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした幹部社員等に対し当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

当社は、幹部社員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。幹部社員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額および株式数は、393百万円および217,920株であります。

（譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分）

当社は、2024年11月15日付の書面による取締役会決議により、当社の従業員に対して、当社の従業員持株会であるジョイフル本田グループ従業員持株会（以下「本持株会」という。）を通じて譲渡制限付株式を付与することとし、本持株会を割当予定先とする第三者割当による、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決定いたしました。また、2024年11月21日付の書面による取締役会決議により、処分価額を決定しております。

なお、譲渡制限付株式は、本持株会の会員のうち、本持株会を通じて譲渡制限付株式の付与を受けることに同意した者（以下「対象従業員」という。）に対してのみ付与されます。

対象従業員の人数が確定したため、2025年1月31日開催の取締役会において処分株式数および処分価額の総額を決議し、下記のとおり自己株式の処分を実施いたしました。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年1月31日
(2) 処分する株式の種類および株式数	当社普通株式 65,130株
(3) 処分価額	1株につき1,986円
(4) 処分価額の総額	129百万円
(5) 処分方法	第三者割当の方法による
(6) 割当先	本持株会 65,130株

2. 処分の目的および理由

当社は、創業50周年を迎えるにあたり、当社従業員への福利厚生増進策として、当社の普通株式を付与することにより対象従業員の財産形成の一助とすることに加え、対象従業員が当社の株主の皆様との一層の価値共有を進めるとともに、当社の持続的な企業価値向上を図るインセンティブを与えることで人的資本の強化をすることを目的として、対象従業員に本持株会を通じて譲渡制限付株式を付与するため、本持株会を割当予定先として、本自己株式処分を行うことを決定いたしました。

譲渡制限付株式の付与は、①当社から対象従業員に対し、譲渡制限付株式としての当社普通株式を付与するための特別奨励金として金銭債権を支給し、②対象従業員が当該金銭債権を本持株会に拠出して、③本持株会が対象従業員から拠出を受けた金銭債権を当社に一括して現物出資することにより、譲

譲渡制限付株式としての当社普通株式の処分を受けることとなります。

対象従業員は、本持株会の規約に従って、本持株会に割り当てられる譲渡制限付株式に係る持分（以下「本持分」という。）を取得しますが、譲渡制限期間中は本持分に係る株式を引き出すことができません。また、当社は、本持株会との間で概要として、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結しております。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

本持株会は、処分期日である2025年1月31日から2030年8月31日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割り当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という。）について、対象従業員による引き出しを含む譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が、譲渡制限期間中、継続して本持株会の会員であることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、当該条件を充足した対象従業員が保有する本持分に応じた数の本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が譲渡制限期間中に、定年、雇用期間満了、死亡、海外赴任、役員昇格その他当社が正当と認める事由により本持株会を退会した場合には、当該対象従業員が本持株会を退会することに伴う精算が行われる日が属する月の10日（同日が休日の場合は、その翌営業日とする。以下「精算解除日」という。）をもって、精算解除日において当該対象従業員が保有する本持分に応じた数に、処分期日を含む月の翌月から精算解除日を含む月までの月数を譲渡制限期間に係る月数である67で除した数を乗じた数の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、上記（2）で定める譲渡制限解除時点の直後をもって、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該承認の日において対象従業員が保有する本持分に応じた数に、処分期日を含む月の翌月から当該承認の日を含む月までの月数を67で除した数を乗じた数の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

4. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、2024年11月15日付の書面による取締役会決議により、本自己株式処分とともに自己株式取得に係る事項について決定しておりますので、当該自己株式取得により株価が上昇した場合にも当該上昇を踏まえた処分価額とするため、2024年11月14日（処分決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である1,986円と、2024年11月20日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である1,809円のいずれか高い金額を処分価額とすることとし、2024年11月14日の当該終値である1,986円に決定いたしました。これは、適正な市場株価と一致した金額であるため、割当先にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

5. 実施した会計処理の概要

処分した自己株式数65,130株に対応する帳簿価額109百万円を自己株式から減額し、処分価額の総額129百万円（前払費用として資産計上）と当該減額した自己株式の帳簿価額との差額19百万円を自己株式処分差益（その他資本剰余金）として計上しております。なお、当事業年度末において、資本剰余金の残高が負の値であったため、当該負の値を繰越利益剰余金から減額しております。

貸借対照表に関する注記

担保に供している資産

宝くじの取扱いのために、定期預金38百万円を担保として供しております。

関係会社に対する金銭債権または金銭債務（区分表示したものは除く）

短期金銭債権	58百万円
短期金銭債務	0百万円
長期金銭債務	1百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	332百万円
不動産賃貸収入	367百万円
仕入高	1百万円
販売費及び一般管理費	0百万円
営業取引以外の取引高	105百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式 63,784,612株

2. 当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式 3,524,910株

(注) 当該自己株式には、「株式給付信託（ＢＢＴおよびＪ－ＥＳＯＰ）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が所有する株式335,520株が含まれております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年8月2日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	1,553	25.00	2024年6月20日	2024年9月4日

(注) 配当金の総額には、信託Ｅ口が保有する当社株式への配当が8百万円含まれております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年1月31日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	1,996	32.00	2024年12月20日	2025年3月7日

(注) 配当金の総額には、信託Ｅ口が保有する当社株式への配当が10百万円含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2025年8月1日開催の取締役会において、次のとおり普通株式の配当に関する決議をいたしました。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年8月1日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	1,939	32.00	2025年6月20日	2025年9月3日

(注) 配当金の総額には、信託Ｅ口が保有する当社株式への配当が10百万円含まれております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、減価償却費、資産除去債務、減損損失、未払賞与であります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については、一時的な余剰資金を元に安全性の高い金融商品を限定して運用しており、これら商品の上場株式、債券については毎月、時価の把握を行い、運用状況を管理しております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社は、営業債権について、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

デリバティブは、リスク回避のために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。地震デリバティブは、地震発生時の店舗設備や商品等の損失を補填する目的で利用しております。

また、設備投資等の必要資金は自己資金を充てておりますが、借入金は、必要に応じ主に事業運営、設備投資を目的に調達しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年6月20日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注2)を参照ください）。また、現金は注記を省略しており、「預金」「売掛金」「買掛金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	2,627	2,627	—
(2) 長期借入金	(14,684)	(14,547)	136

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。

(注2) 当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	26
関連会社株式	184

(注3) 金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
預金	31,187	—	—	—
売掛金及び契約資産	4,654	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち、満期があるもの	—	290	—	—
合 計	35,842	290	—	—

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内
長期借入金	4,890	4,317	2,861	2,135	479
合 計	4,890	4,317	2,861	2,135	479

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格より算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定における重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,337	－	－	2,337
投資信託	－	290	－	290
資産計	2,337	290	－	2,627

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
長期借入金	－	14,547	－	14,547
負債計	－	14,547	－	14,547

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。投資信託は公表されている基準価額を用いて評価しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、茨城県、千葉県およびその他地域において、主に店舗用の施設を有しており、一部をテナントに賃貸しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

貸借対照表計上額	決算日における時価
16,372	16,080

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得金額から減損損失累計額および減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

時価については重要性を鑑み、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、もしくは「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）等を基礎として算定しております。

持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	184百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	1,671百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	121百万円

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	合 計
①「住まい」に関する分野			
(a) 資材・プロ用品	24,221	—	24,221
(b) インテリア・リビング	17,251	—	17,251
(c) ガーデン・ファーム	16,947	—	16,947
(d) リフォーム	14,355	—	14,355
②「生活」に関する分野			
(a) デイリー・日用品	38,532	—	38,532
(b) ペット・レジャー	16,708	—	16,708
(c) その他	964	—	964
③営業収入			
(a) サービス料等収入	—	344	344
(b) その他	—	171	171
顧客との契約から生じる収益	128,980	516	129,496
その他の収益（注）	—	6,242	6,242
外部顧客への売上高および営業収入	128,980	6,758	135,738

(注)「その他の収益」は、不動産賃貸収入であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記「4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度および翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

	(単位：百万円)	
	当事業年度期首	当事業年度末
顧客との契約から生じた債権	4,510	4,627
契約資産	13	27
契約負債		
未成工事受入金	994	928
前受金	195	197

契約資産は、顧客との工事請負契約において期末時点で履行義務の進捗により収益を認識している債権のうち、工事が完了していないため未請求となっている対価に対する当社の権利に関するものです。これは、顧客との契約に基づく役務の提供が完了した時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事請負契約に関する対価は、契約における支払条件に基づいて請求し受領しています。

契約負債のうち未成工事受入金は、工事請負契約に基づいて顧客から受け取った契約負債です。未成工事受入金は、顧客との契約に基づく役務の提供の完了に伴い取り崩されます。前受金は、当社が発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。なお、未成工事受入金については、当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額は946百万円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 2,021円11銭

1 株当たり当期純利益 135円18銭

(注) 株式給付信託（ＢＢＴおよびＪ－ＥＳＯＰ）の信託契約に基づき、株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する株式は、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益金額の算定上、期末株式数および期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1 株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数 335,520株

1 株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数 336,281株

重要な後発事象に関する注記

(株式取得による子会社化)

当社は、2025年8月1日開催の取締役会において、株式会社本田（本社：茨城県土浦市、代表取締役社長 本田仁子、以下「本田」という）の全株式を譲り受けることについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

1. 株式取得の目的

当社は企業ミッションとして『必要必在』と『生活提案』で、地域社会の喜びと夢を共創する」を掲げ、お客様の「不」を解消することを目指し、お店づくりをおこなってまいりました。そして将来当社が目指すべき姿（ビジョン）である「国内No.1の“Living Space Innovator” 企業となる」となるため、「驚き」や「感動」、「発見」といった付加価値の提供に取り組んでおります。

本田は「和と創造」を経営理念に掲げ、人々との触れ合い、満足の向上に努め、地域社会に必要不可欠な存在であり続けるため、茨城県内を中心に、ホームセンター事業（ホームジョイ本田2店舗）、木材販売事業、エクステリア・リフォーム事業を展開しております。

当社は、今回の株式取得を通じて、本田を新たなパートナーとして迎えることが「住まいと暮らしの総合センター」の意味の追求と顧客接点の拡大をより一層図れるものと期待しており、当社の企業価値向上に資すると判断いたしました。

2. 取得する子会社の内容

名称	株式会社本田
所在地	茨城県土浦市東真鍋町9番35号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 本田 仁子
事業内容	ホームセンター事業、木材販売事業等
資本金	1億円
設立年月日	1955年12月21日

3. 株式取得の時期

2025年9月30日（予定）

4. 取得する株式の数、取得価額および取得後の持分比率

取得する株式の数	195,800株（議決権の数 195,800個）
取得価額	1,800百万円
取得後の持分比率	100.0%

5. 取得資金の調達方法

自己資金